

出会い・結婚支援の活動に従事する北秋田市地域おこし協力隊募集要項

(目的)

第1条 この要項は、北秋田市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年北秋田市告示第24号）の規定に基づき、本市の出会い・結婚支援施策を推進するため、出会い・結婚支援の活動に従事する地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の募集並びに任用後の活動等に関する事項を規定するものとする。

(募集人員及び募集隊員の呼称)

第2条 募集人員は若干名とし、性別は問わない。

2 募集する隊員の委嘱上の呼称は、北秋田市結婚コーディネーターとする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 応募時点で三大都市圏の都市地域又は地方都市等（総務省が定める条件不利地域を除く。）に居住し、隊員に任用された後、本市へ生活の拠点を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に登録を受ける事が可能である者（委嘱される前に既に本市に定住又は定着している者を除く。）
- (3) 誠実に職務を遂行できると認められる者
- (4) 地域活性化に意欲と熱意を有し、積極的に活動することができる者と認められる者
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している者
- (6) パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる者
- (7) 募集期間の始期の属する年度の4月1日現在において、概ね20歳以上の者

(募集期間)

第4条 募集期間は、募集する年度の前年度に属する12月1日から当該月の末日まで、および募集年度に属する4月1日から当該月の末日までとし、採用者が決定した時点で募集を締め切る。ただし、募集期間内に任用者を決定することができない場合は、1か月を単位として募集期間を延長するものとすることができる。

(応募書類及び応募方法)

第5条 隊員として採用されることを希望する者は、様式第1号及び6ヶ月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付した任意様式による履歴書を市に提出しなければならない。

2 応募方法は、応募書類を郵送またはEメールで提出することとする。ただし、郵送の場合は募集期間内の消印を有効とし、Eメールの場合は発信日が募集期間内のものを有効とする。

- (1) 郵送先は、〒018-3392秋田県北秋田市花園町19-1 北秋田市総務部総合政策課移

住・定住支援室とする。

- (2) Eメールの送信先は、iju@city.kitaakita.akita.jpとし、タイトルを「北秋田市地域おこし協力隊の応募について」と題し、応募書類及び履歴書に貼り付けた写真がカメラで確認できるデータを添付し送信すること。

(個人情報及び応募書類の取扱)

第6条 応募書類に記載された個人情報は、選考上の審査及び雇用に必要な場合のみ使用し、北秋田市個人情報保護条例(平成19年北秋田市条例第3号)の規定に基づき管理する。

- 2 提出された応募書類は、選考への合格又は不合格を問わず、これを返却しない。

(応募者の選考等)

第7条 応募者の選考は、1次選考として書類審査を行い、選考結果は様式第2号により応募者全員に通知する。

- 2 1次選考の合格者は、面接による2次選考を行う。2次選考の日時及び場所は1次選考の結果とともに通知する。

(1) 2次選考会場までの交通費は、応募者の負担とする。

(2) 2次選考の選考結果は、様式第3号により応募者全員に通知する。

- 3 応募者は、選考の審査過程及び選考結果に対して不服や異議等の申し立てを行わないことを予め承諾すること。

(活動開始日等)

第8条 隊員としての活動開始日等の詳細については、市及び隊員が双方協議のうえ決定する。

(隊員の活動)

第9条 隊員は、市及び関係団体等との連携を密にし、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 出会い・結婚支援施策の推進に関すること
- (2) 出会い・結婚希望者の対応に関すること
- (3) 出会い・結婚の促進に資する企画や提案に関すること
- (4) 出会い・結婚の促進のための情報発信に関すること
- (5) 一般社団法人結婚支援センターの対応及び連携に関すること
- (6) その他、出会い・結婚の促進に関すること
- (7) 隊員自らが本市への定住のために行う活動に関すること

(隊員の遵守事項)

第10条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動地域における住民やその他関係団体等との信頼関係の保持に努めること
- (2) 活動中の所在を明らかにすること
- (3) 前条に規定する活動に係る情報収集に努めること
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること
- (5) 活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること

(委嘱期間)

第11条 隊員の委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができる。ただし、第13条の2の規定により隊員の活動の休止を承認したときは、当該活動を休止した期間に相当する期間の範囲内で、隊員の委嘱期間を延長することができる。

- 2 委嘱期間の延長を希望する隊員は、委嘱の日から6ヶ月を経過した日から1ヶ月以内に、様式第4号を市長に提出するものとする。
- 3 前項による申請があった場合、市長は活動内容等を審査し、委嘱期間の延長の可否について様式第5号により通知する。

(報酬、活動時間その他活動条件及び身分的取り扱い)

第12条 隊員の報酬は、月額180,000円とする。

- 2 隊員が自家用車及び公共交通機関等を利用し、勤務地まで通勤する場合は、北秋田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北秋田市条例第13号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、通勤に要する費用を支給する。
- 3 隊員には条例第9条に基づく期末手当を支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当その他の手当に相当する報酬は、支給しない。
- 4 隊員は、必要な社会保険等に加入し、保険料の被保険者負担分は報酬から控除する。
- 5 隊員の住居は、原則として市が提供し家賃等は市が負担する。ただし、引越し費用や生活必需品、光熱水費等にかかる経費は隊員が負担する。
- 6 隊員の活動において必要となる車両及びパソコン等の事務機器は市が貸与し、使用は活動に限るものとする。
- 7 市は、隊員の活動において発生する旅費のほか必要と認められる経費を予算の範囲で支給する。
- 8 隊員の勤務地は、北秋田市総務部総合政策課内（北秋田市花園町19-1）または移住定住ネットワークセンター内（北秋田市阿仁水無字新町70-1）とする。
- 9 隊員の身分は、北秋田市の会計年度任用職員とする。
- 10 隊員は、第9条に規定する活動の妨げにならない範囲において、市が支給する報酬以外に本市に定住する目的をもって他の営利活動等から収入を得ようとする場合は、事前に市長に様式第6号を提出するものとする。
- 11 市長は、前項による申請を審査し、許可又は不許可を決定し、様式第7号により隊員に通知する。

(活動日及び活動時間)

第13条 隊員の活動日は平日を基本とし、活動時間は9:00～16:00（休憩60分）とする。

- 2 休日は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を基本とする。ただし、やむを得ず休日に活動した場合は平日の振替で対応する。

(活動の休止)

第13条の2 隊員は、産前産後又は育児のため、一定の期間にわたり隊員としての活動に従事することができないと認められるときは、市長の承認を得て、1年の範囲内で隊員としての活動を一時的に休止することができる。

2 隊員は、前項の規定により活動の休止の承認を得た場合、活動の休止を承認された期間内において引き続き隊員としての身分を保有するものとする。

3 隊員が活動を休止している期間は、隊員としての報酬は、支給しない。

(活動報告)

第14条 隊員は、活動内容を記載した様式第8号による業務日報を一月単位で取りまとめ、翌月15日までに市長に報告する。

(解任)

第15条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、解任することができる。

- (1) 法令若しくは活動上の義務に違反し、又は活動を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 隊員としてふさわしくない非行があったとき
- (4) 自己の都合により、退任の申し出があったとき

(守秘義務)

第16条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も、同様とする。

(市の責務)

第17条 市長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の活動地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の活動終了後の定住支援
- (4) 前各号に定めるもののほか、隊員の活動に関して必要な事項

(庶務)

第18条 隊員に関する庶務は、総合政策課移住・定住支援室において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。